

京都観光に関する市民意識調査 実施業務 仕様書

1 業務委託名

京都観光に関する市民意識調査 実施業務

2 目的

本市では令和8年3月に「京都観光・MICE振興計画2030」を策定し、多彩な共創で未来を切り拓く観光・MICEを目指し、その実現に向け、「市民生活と観光をつなぐプロジェクト」・「暮らすように旅をつむぐプロジェクト」・「MICEでつどうプロジェクト」の3つのプロジェクトを推進している。

とりわけ、市民生活と観光をつなぐプロジェクトの推進にあたっては、「令和12（2030）年に向けて目指す値」として「混雑やマナー違反に迷惑している市民の割合0.0%」という非常に高い目標を設置しており、市民生活と観光の調和や、観光による地域への更なる貢献等により市民の満足度や豊かさの向上を図っていくことが重要で、現在、観光政策の基礎資料としている「京都観光総合調査」において実施している観光客に対する満足度の調査に加え、市民の京都観光に対する意識等を把握していく必要がある。

以上のことから、「京都観光に関する市民意識調査」として、京都観光に対する市民意識（市民と観光客の関わり、京都観光が市民にもたらす影響等）を調査する。

3 委託業務の内容

京都観光に対する市民意識について、調査・分析を行う。

(1) 調査手法

調査の継続性の観点から、郵送による調査を基本とし、加えて必要なサンプル数を確保できるよう創意工夫を図り、適切に調査を実施すること。

なお、調査対象者の選定については発注者において実施するが、受注者においてより効率的かつ合理的な選定方法の提案があれば、受注者において実施することができる。

(2) サンプル数

回答者の居住する行政区、年齢、性別、職業等での比較・分析を行えるようにサンプル数を確保すること。

なお、回答者の居住する行政区、年齢、性別については、可能な限り、各区分における京都市の人口の割合を考慮した分析が行えるように、必要なサンプル数を確保すること。

(参考) 令和7年調査時の実施状況

- ・配布数 : 5,500票（11区×500票）
- ・回収数 : 2,750票
- ・有効回答数 : 2,745票

(3) 調査内容

調査内容（設問項目）については、京都市が令和7年に実施した「京都観光に関する市民意識調査」の内容をベース※とする。

※ 設問項目の詳細は、調査の実施に当たり受注者と協議のうえ決定するものとする。

(参考) 令和7年 京都観光に関する市民意識調査の結果

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000348402.html>

(4) 分析

「京都観光・MICE振興計画2030」の内容を理解したうえ、同計画に係る指標及び目標値を踏まえた分析を行うこと。

(参考)「京都観光・MICE振興計画2030」について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000351851.html>

4 納品先

上記3の集計・分析結果について、報告書及び電子データを提出すること。

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光MICE推進室

5 委託金額

委託料には、調査・資料作成に係る印刷費及びその他通信運搬費等一式を含む。

6 スケジュール（予定）

令和8年7月初旬	委託契約締結
令和8年～8月	調査の実施に向けた調整等
令和8年9月頃	市民意識調査実施
令和8年11月頃	調査・分析結果等納品

7 業務の実施

(1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 業務の完了報告

業務が完了したときは、発注者が定める方法により、業務完了報告書を提出すること。

なお、業務の完了とは、作成した上記3の集計・分析結果を上記4で定めるとおり提出することによって終了する。

8 留意事項

- (1) 発注者の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、発注者の担当者と協議し、指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により、得られた成果物等の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属する。
- (4) 受注者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (5) 本事業における個人情報の取得・保管・管理にあたっては、当該業務において知り得た個人情報について、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
なお、本業務の実施に当たって個人情報の取得・保管・管理を伴う場合は、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守することとする。
- (6) 本仕様書に定めがない事項については、発注者の担当者と協議し、その指示に従うこと。